

☆☆☆浮金つつじ児童園☆☆☆

子どもたちの健やかな成長を願って ～七五三お宮参り～

七五三は3・5・7歳を無事すこやかに迎えられたことを喜び、神社などにお参りしてお祝いをする儀式とされています。園では毎年全園児が、管布禰神社にお参りしています。いつもは元気に遊びまわっている子どもたちも、神主さんの話をよく聞いてお辞儀をしたり、祝詞(のりと)を聞いたりして、普段では味わえない厳かな雰囲気を経験しています。

きれいな服を着て写真を撮ってもらうことが七五三だと思っているお子さんも多いようですが、園の行事を通して七五三の由来を知り、これまでの成長を感謝することができました。

お家に持ちかえった千歳あめのおいしさも増したようです。



みんなで記念写真

国民年金コーナー

将来の年金受給額を増やすために ～付加年金制度のお知らせ～

◆国民年金付加年金制度とは

国民年金の定額保険料に加えて付加保険料(月額400円)を納めると、年額で【200円×付加保険料納付月数】が年金に上乘せされます。

付加年金は定額のため物価の変動による増額・減額はありません。

例えば20歳から60歳まで40年間付加保険料を納めていた場合の付加年金額は次のとおりです。

40年間(480ヵ月)付加保険料を納めていた場合の付加年金額

納付済保険料 400円×480月(40年)
= 192,000円
付加年金額 200円×480月(40年)
= 96,000円(年額)

※年金を受け取り始めて2年で納付した付加保険料の合計額に見合う付加年金額を受け取ることができます。

◆納付できる方

- ・国民年金第1号被保険者(自営業者、農業者、学生の方など)
- ・65歳未満の任意加入被保険者

※厚生年金に加入している方や国民年金基金に加入している方、保険料を免除されている方は付加保険料を納付することはできません。

◆手続き

役場窓口または年金事務所に申出書をご提出ください。

◆注意事項など

- ・付加保険料の納付は申し込みをした月分からとなります。(さかのぼって納付することはできません。)
- ・納付期限は原則翌月末日(休日・祝日の場合は翌営業日)です。
- ※納付期限を過ぎた場合でも期限から2年間は納付することができますが、納め忘れ防止のためにも期限内に納付するようにしましょう。
- ・付加保険料を納付することを希望しなくなった場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。

☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434
☎町民生活課 ☎72-6933